

地方創生と伝統行事

—土地の記憶を行動で共有する—

⑥「宇和島の八ツ鹿踊り」(後編その2)

専門職 平沼 浩

目 次

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. はじめに | 4. シカの生態 |
| 2. 宇和島の八ツ鹿踊り | 5. 鹿と日本人 |
| 3. シカとシシと獅子
(以上、前編) | 6. まとめ |

本稿前編で紹介した愛媛県宇和島市に伝わる八ツ鹿踊りは、宇和島伊達藩総鎮守であった宇和津彦神社の例大祭（10月29日）において奉納ならびに家々を巡る練り物として鹿に扮した8人の少年により演じられる。

7頭の雄鹿が1頭の雌鹿を探し訪ね、訪問先の庭で再会して喜び合うという筋立ての「雌鹿隠し」の物語によって、訪問先はラッキーでハッピーな空間となる。宇和島の八ツ鹿踊りの鹿は、福を招く靈獸なのである。また、雌を1頭に絞ることで鹿の乱婚要素を綺麗に除去し、上品な芸能になっている。



鹿妻八ツ鹿踊りの像。筆者撮影（以下同じ）
宮城県東松島市、JR仙石線・鹿妻駅前にて。

伝統行事にとって伝統を継承する担い手が最も重要な基盤であるのは言うまでもない。コロナ禍においては尚更である。一方、伝統行事が先人の記憶や生活文化を映し出す無形文化の記憶再生装置と見立てるなら、温かく見守り続ける側の記憶も重要な文化基盤であろう。今日、鹿は一般的に縁の薄い動物あるいは農林業に食害をもたらす厄介な存在になっている。しかし、その一方で、地名や人名に鹿の字は多く見られ、鹿を題材とする伝統芸能は、愛媛県南予地域や岩手県・宮城县に広域の面として存在している。

そこで、本稿後編では、生物としてのシカの生態と古代から現代までの鹿と日本人の関わりを「狩猟（実用）獣」、「害獣」、「靈獸」の主に3点から搦め手により関連補足することとした。前回の後編その1では、シカの生態と旧石器時代から古墳時代までの鹿と日本人の関係を確認した。簡単に振り返りたい。

シカの繁殖面の特徴は、強いナワバリ・オスがメスの群を独占する一夫多妻である。メスの妊娠開始年齢が1～2歳と早いのに対し、オスの生殖参加年齢は7～8歳と遅い。これは立派な枝角が備わり同種競合を勝ち抜

きナワバリ・オスの座を得るまで多くのオスは補欠予備軍だからである。この結果、多数のオスは繁殖に関与しない。シカの個体数増減の鍵はメスの妊娠と言われる所以である。

鹿と日本人の関わりは、家畜の牛、馬、豚、鶏、猫より遙かに古く、旧石器時代から食料として、またその骨、角、毛皮は加工されサバイバル用の資材に利用されてきた。

農耕が本格化する弥生時代以降も鹿は食され、銅鐸に描かれた最頻出画題はメスの鹿だった。同様に古墳時代の動物埴輪の鹿もメスの割合が多い特徴があった。また、埴輪関連では、近年、茨城県下妻市の古墳群で「鹿の被り物をつけた男子」と名付けられた人物埴輪が発掘されている。

後編その2では、日本神話を含め奈良時代の鹿と日本人の関わりを取りあげる。

5. 鹿と日本人

(4) 奈良時代

奈良時代とそれ以前の大きな違いは、漢字による文字文化の浸透である。

白川静の『字通』(2014)によれば、「鹿」という文字は象形文字に由来し、「比」の部分は鹿の脚を表しているという。また、美しいことを表す綺麗や華麗の「麗」は、鹿の角が見事に整った姿に由来するという。ちなみに、現代中国語では「麗」から鹿が除かれ「丽」だけになっている。

他に「鹿」から派生した文字として、「麓」は鹿の生息地であり、伝説の聖獸「麒麟」は鹿の発展形である。また元々は水を漉^{さら}う行為を表した「漉」は、「和紙を漉く」、「海苔を漉く」というように薄物を作る行為を表す言葉として使われ、皮革を薄く加工する場合にも「皮を漉く」という。また、木材や粘土を回転させて器を成形する器具の「輶轆」にも鹿の文字が組み込まれている。

奈良時代を代表する文献、いわゆる記紀万葉は、和銅3(710)年の平城京遷都後に現れてくる。鹿の関連記事は想像以上に多い。

- ・大宝元(701)年 大宝律令制定
- 同年、令のみ施行。翌年、律施行。
- ・和銅5(712)年 『古事記』撰上
- ・和銅6(713)年 『風土記』撰進の命
- ・養老2(718)年 養老律令制定
- ただし、施行は天平勝宝9(757)年
- ・養老4(720)年 『日本書紀』撰上
- ・天平宝字3(759)年『万葉集』最新歌年

① 『古事記』から

○聖なる骨

『古事記』本編の最初に登場する動物は、鹿である。ただし、聖なる骨として登場する。

その概要を新編日本古典文学全集『古事記』(1997)を参考に要約する。

国生みに失敗した伊耶那岐命と伊耶那美命は天つ神に指示を仰ぎ、天つ神はト骨により改善点を明らかにしてやり直しを指示する。
また、天照大御神の天の石屋隠れでも天の香山の真男鹿の肩甲骨でト骨が行われている。八百万の神々は相談し役割分担を定め天照大御神が自発的に戸を開ける計画を立て、実行前にト骨により成功の確信を共有する。

鹿の靈獸性の一端を示すエピソードだが、日本の神様は全知全能の無欠の神などではなく落ち込み引き籠ることもあり、各自が一芸に秀でたエキスパートである八百万の神々が協力して、天照大御神を慰め励ます人間的な側面をもった神話もある。

ちなみに、西本豊弘・新美倫子編『事典 人と動物の考古学』(2010)によれば、骨を使った占いは北半球の広大な地域に存在し、現在でも行われている地域もあるという。日本では弥生時代からみられる風習で、使用されたのは鹿骨が多く、今日なお僅かに神事にト占がみられるという。

② 『日本書紀』から

○聖なる皮

正史である『日本書紀』には、鹿皮の轍ぶいごが登場する。概要を新編日本古典文学全集『日本書紀①』(1994) を参考に要約する。なお、固有名詞は、『古事記』と微妙に異なる。

『日本書紀』の天磐戸神話には、本筋と別に「一書に曰く」と異伝が集録され、金属精鍊用の鹿皮の轍あまのいわとが登場する。神々は、天磐戸あるふみ いはから天照大神あまたらすおおみかみを招き出すために、天香山あまのかぐやまから鉱物を採掘し、立派な真名鹿まなかの皮で天羽轍あまのはぶきを作り、天照大神に似せた金属像を造る。天羽轍とは、いかにも聖なる名である。鹿の実用性と靈獸性を示すエピソードである。

○鹿角を捧げて舞った王子

前編では伎楽由来の獅子舞（唐獅子）よりも歴史的に古い鹿踊りの古形が『日本書紀』にあることに触れた。即位前の顯宗天皇（弘計王けんぞう ひわけいのちこ）が、鹿角を捧げて舞うエピソードである。その概要を新編日本古典文学全集『日本書紀②』(1996) を参考に要約する。

弘計王は天皇の孫であり、父は皇位継承者に予定されていた。ところがその父は、皇位継承のライバル関係にあった父の従兄弟から近江の鹿狩りに誘われ驅し討ちに遭い、騎上から射殺されてしまう。そして、弘計王の父を殺害した伯父は雄略天皇として即位する。弘計王は兄の億計王おけのみことともに難を逃れるために身分を隠し、名を改めて大和から丹波国を経て播磨国赤石郡（現在の兵庫県明石市）の役人に仕え、牛馬の世話係をして生き延びる。

弘計王が鹿角を捧げて舞ったのは、この在地役人の館の新築祝いの酒宴だった。弘計王と億計王は、身分を隠して安全を得るよりも、身分を明かして殺される方がマシだと語り合い、身分を明かすなら今夜しかないと決めた。兄の億計王は、その役は才能もあり賢く徳もある弘計王にしかできないと弟を説得する。

末席にいた兄弟に順番が回り、役人に早くしろと促されて弘計王は立ち上がり、祝言の言葉を連ね、一同に手拍子を求めながら鹿角を捧げて舞い宴席を盛り上げる。舞い終わると意味深な歌を2首詠み、訝いぶかしがる役人と一同に3首目の歌で劇的に身分を明かす。

弓矢の前では人も鹿に等しい存在であり、弘計王が鹿角を捧げて舞ったのは、父のように射殺されても構わないという決意の表れと深読みすることもできるかもしれない。あるいは、播磨国は古くから鹿の生息地であり、在地の民俗芸能だったのかもしれない。いずれにせよ、身分を明かしたところの地名が、明石というのも興味深い。

○狩りをする天皇

雄略天皇は吉野宮で即位した年の翌10月、連なる峰を越えて狩りを行った。獲物を確保し、林泉に馬を休ませ休憩中の群臣に、雄略天皇は次のように尋ねた。

「獵場の楽しみは膳夫かしわに鮮なますを作らせることだが、自分で作るのはどうだろう。」（膳夫とは料理人、鮮は新鮮な肉を指す。）この場で獲物を解体・調理しようというわけである。

これに群臣は誰も答えず、怒った雄略天皇は1人の馬飼を切り殺してしまう。吉野宮に戻った雄略天皇は皇后に、「群臣と鮮を作つて野宴を張ろうと思って尋ねたのに誰も答へなかつた。だから怒つたのだ。」と打ち明ける。皇后は「群臣は陛下が遊狩場に宍人部しじひとべを置こうと下問されたことを知らなかつたのです。黙っていたのも道理です。」ととりなし、今からでも遅くないからと宍膾なますを作る膳かしわの臣の献上を申し出る。これに天皇は喜び、皇后の提案により専門集団の宍人部が置かれた。

雄略天皇の蛮勇ぶりはともかく、狩りの主催者たる天皇から狩りと食べること以外が悉く分離される過程を見るようで興味深い。

③ 『風土記』から

『風土記』は、その殆どが逸失しており完全形で残るのは『出雲国風土記』のみである。地名・地形・伝承・特産物などが詳細に報告されており、その断片のみとなる逸文の『風土記』も貴重な史料である。

奈良時代末期に編纂された正史『続日本紀』によれば、『風土記』作成を命じた元明天皇は、同時に「畿内と七道との諸國の郡・郷の名は好き字を着けしむ。」とあり、地名に「好字」という条件を付していた。平安時代に律令の細目を定めた『延喜式』民部省の上には、「凡そ諸国部内、郡・里等の名には、みな二字を用い、必ず嘉き名を取れ。」とあることから、好字とは、漢字二文字の喜ばしい名と考えられる。裏返せば、地名の鹿には、良い意味が込められていたと言えよう。新編日本古典文学全集『風土記』(1997)を参考に、鹿に関するエピソードを要約して紹介する。

○地名の鹿

まず、『出雲国風土記』を例にとると、出雲国を構成した9郡の1つに秋鹿の郡がある。地名由来は、秋鹿日女の命が鎮座したからという。現在は松江市の一帯となっている。

鹿関連の地名が多いのは『播磨国風土記』である。たとえば、賀古の郡と日岡の地名由来は、広々とした野原にある丘が鹿の子の姿に似ていたから賀古と名付け、その丘では鹿が比々（ピーピー）と鳴いているので日岡と名付けたとある。注釈を参照すると、当時はハ行がパ行と発音されたようである。場所は、現在の加古川市日岡のあたりだろう。

同様に飫磨の郡は、大きな鹿が鳴いているのを天皇が憐れんだことに因んで飫磨の郡と名付けたとある。憐れみの背景には、狩猟を想像できる。場所は現在の姫路市のあたりだろう。

○稻作と鹿

『豊後国風土記』の速見の郡にある「頸の峰」の地名由来が興味深い。鹿が人に苗を食べないと誓約するのである。

とある峰の下に水田があった。その苗を鹿が食べに來るので、田主は柵を設けた。ところが、鹿は柵に頸を突っ込んで苗を食べる。田主は怒って鹿の頸を切ろうとすると、鹿は自分の子孫も苗を絶対に食べないと誓約して許しを乞う。田主は不思議なこともあるものだと頸を切らずに鹿を放免にした。すると、この田の苗は鹿に食われなくなり、この田は頸田と呼ばれるようになった。その上にある峰だから「頸の峰」というとある。

このエピソードには、鹿の害獣性と柵を設ける耕作者側の苦心と願いが描かれている。

○狩猟獣の鹿

『摂津国風土記』に唯一残る地名由来は、ブラックユーモアを交えた内容で興味深い。

とある鹿の夫婦がいた。雄鹿には淡路島に妾がいた。ある夜、雄鹿は背中にススキが生えて背中に雪が降り注ぐ夢を見た。何の前兆だろうと妻の雌鹿に打ち明けると、妻は、ススキは矢が背中を射る前兆、雪は肉に塩をまぶされる前兆、だから淡路島へは行かないで欲しいと言う。ところが、雄鹿は我慢できずに妾のいる島に渡り、途中で船人に射殺されてしまう。これが「夢野」の地名由来という。現在の神戸市兵庫区夢野町のあたりだろう。

ちなみに、鹿は遊泳できるので、瀬戸内海では見慣れた光景だったのかもしれない。

一方、『常陸国風土記』の信太の郡には、鹿肉の味にフォーカスした報告がある。内容は、「葦原（湿地帯）の鹿の肉は食べてみると山の鹿の肉と違って美味しい。その数は常陸・下総二国の大獵でも取り尽くせないほど多い」というものである。現在の茨城県霞ヶ浦の西側一帯のあたりだろう。

『常陸國風土記』では、現在の鹿島神宮は香島の天の大神の社、鹿嶋市にあたる地域は香島の郡となっている。『続日本紀』の養老7(723)年11月の条に「常陸國鹿嶋郡」とあり、表記変更を窺わせるが、音は同じ「カシマ」である。

④ 『万葉集』から

雄略天皇の雑歌を巻頭に置く『万葉集』は、天皇から庶民までの幅広い作者の4,500余首を収める。それだけに和歌集の域を超えた民俗史料でもある。成立年は未詳だが天平宝字3(759)年の大伴家持の歌が集中最新歌である。

動物の頻出順は、最多がホトトギス等の野鳥、次いで家畜の馬・駒、僅差で鹿が続く。

その『万葉集』から「乞食者の詠二首（鹿と蟹の歌）」のうち、鹿の実用性を歌った長歌(3885番)をとりあげたい。参照した岩波文庫『万葉集（四）』（2014）によれば、「乞食者とは、吉事を招くため歌舞し祝言を献ずる巡遊の芸能者」と注釈されている。

訳文・用語注のみを右欄に引用する。なお、構造を明瞭化するため、訳者による句読点に沿って段落を分けて表記した。()内は原文・訓読文にある枕詞である。下線は筆者による。

まず、1段落目前半は、リズミカルに次々と話題が飛躍して掴みどころのない内容が続く。この歌が聴衆の面前や大道芸のように往来で披露されたとすれば、1段落目前半の狙いは注目喚起と仮定できる。だとすれば、主題はその後に用意されているはずである。下線部以下に注目してほしい。

1段落目の下線部は、弓矢を持って待ち構える私のところに、雄鹿が現れて嘆きながら自らの死を予告する。ところが、2段落目では死を自覚した雄鹿が、一転して大君への奉仕を宣言する。3段落目は雄鹿自身による物尽くし風の実用性アピールが続き、4段落目では老い果てた身にも七重八重に花が咲くと

誉めてくださいと繰り返す。

(万葉集3885番)

いといし人、我が背^せの君が、ずっと家に居たままで、どこかへ行くというのは辛^{から}いという韓^{からくに}国^この虎^{とら}という神を、生け捕りで八頭捕らえて来て、その皮を畳に縫つて作り、
(八重疊) 平群^{へぐり}の山に、四月と五月の間に
薬狩^{くすりがり}にお仕えする時に、(あしひき) この片山に、二本立つ櫟^{いちひ}の木の下に、梓弓^{あざきゆみ}を
八張手^{やぱり}に持ち、ひめ鏑^{かぶら}の矢を八本手^をを持つて、鹿^{しか}を待つために私がいる時に、牡鹿^{トクシ}が
来て立ったまま嘆いて言うことには、たちまち私は死んでしまう。

おおきみ 大君に私はお仕えいたしましょう。

私の角は御笠^{みのかさ}の飾り、私の耳は御墨壺^{みすみつぼ}、
私の目は澄んだ鏡、私の爪は御弓^{みゆみ}の弓弭^{ゆはず}、
私の毛は御筆^{みふみて}の料、私の皮は御箱^{みはこ}の皮に、
私の肉は御膾^{みなます}の材料、私の肝も御膾^{みはこ}の材料、
私の胃は御塩辛^{みしづ}の材料に。

老い果てた私の身一つに、七重にも花が咲く、八重にも花が咲くと、申し上げて誉めそやして下さい。申し上げて誉めそやして下さい。

(注) ▼辛い：いといし人がどこかへ行くのは辛いという気持ちから、同音の韓国を導く序詞。▼虎という神：虎という神の「神」は虎への畏敬を言う。虎皮は敷物の料。▼八重疊：「平群」を導く枕詞。▼平群の山：奈良県生駒郡平群町の山。▼薬狩：鹿の袋角や薬草を採取する行事。▼櫟の木：弓の材料となる木。▼ひめ鏑の矢：どんな鏑矢か未詳。なお鏑矢は飛行中に音が鳴り合図に用いられた。▼墨壺：木材に直線を引くための大工道具。形状が鹿の耳に似ている。▼弓弭：弓の上端と下端で弦を留める部品。鹿の骨が用いられた。▼筆：鹿の毛は文字用ではなく、主に野線を引く際に用いられた。筆としては、兎筆が最も高価で、次に狸、鹿の順だった。▼皮：平城京跡出土木簡に「白米五升右鹿皮作分」とある。▼膾：生肉。

*用語注は、文庫版と訳注者が同じ新日本古典文学大系『萬葉集四』（2003）により筆者が適宜補足した。

この雄鹿は射殺されること以上に、ただ老いて死ぬことを嘆いていたのである。だから

こそ、お役に立ってひと花咲かせたいというのである。

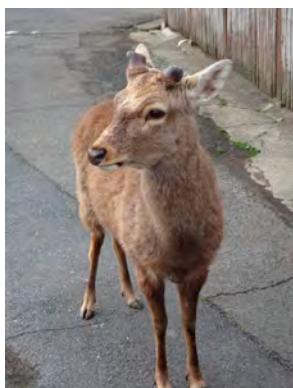
一見、人都合による鹿肉等の利用促進ソングに思えるが、シカの生態からすれば、多数のオスジカはナワバリ・オスになれず、繁殖に関与しないまま土に帰る個体である。その点を踏まえれば、「命をただの土にしない、命の花を余さず咲かせる」ことが、この歌の主題であり、その命を頂く側の後ろめたさをも救っているのではないだろうか。

また、一見意味不明に思えた1段落目前半の高価な虎の敷皮は、身近な鹿の実用性と対比される伏線であり、「辛い」という味覚もそれとなく仕込まれた肉の薬味を思わせる。

なお、参照した注釈本は、この歌と『日本書紀』にある即位前の顯宗天皇（弘計王）が鹿角を捧げて舞った際の祝言との間に芸能の型の類似性を指摘している。

⑤ 天武令は肉食の全面禁止ではなかった

かつて巷間流布された「天武の肉食禁止令」の元となる天武天皇の天武4（675）年4月の詔を参照してみたい。訳文と注釈は、新編日本古典文学全集『日本書紀③』（1998）を参考した。なお、「^{みことのり}詔」とは臨時の大に發せられる天皇の言葉である。訳文中の「また」は、原文・訓読文のニュアンスを残すために（）内に原文の字を補足した。



春に袋角が生えたオスジカ。まだ冬毛である。
角は春に落角し、袋角が成長し夏に枝角になる。

諸国に詔して、「今後、漁労や狩猟を営む者に、檻 眂 や機 槍などの仕掛けの類を設置することを禁ずる。また（亦）、四月一日から九月三十日まで、比満沙伎理、梁を設置することを禁ずる。また（且）、牛・馬・犬・猿・鷄の肉を食べることを禁ずる。これ以外は禁止の事例とはしない。もしこの制令を犯す者があれば、処罰する」と仰せられた。

（注）▼檻 眂 や機 槍：檻はおり、眂は落とし穴。機槍は機械仕掛けの槍。▼比満沙伎理：未詳。▼梁：水に堰を設けて魚を捕る仕掛け。

規制項目は大きく分けて2つ。1つは、狩猟・漁労の仕掛けに関する規制であり、もう1つは、主に家畜類の肉食禁止である。これ以外は禁止としないとあるので、規制対象は列挙されたものに限定される。

まず、肉食規制を見ると、禁止対象は牛・馬・犬・猿・鷄に限られ、鹿・猪等の野生獣も鴨等の野鳥も大きな魚類も対象外である。

訳文の「また」は原文では「且」であり、「四月一日から九月三十日まで」の規制期間中の禁止規制と解するのが自然である。

この点について、原田信男は『歴史のなかの米と肉』（1993）において、次のように指摘している。

「肉食が禁じられたのは、農耕用の牛馬と家畜である犬と鷄、それと人間に最も近い動物である猿の五畜であった。当時における最も主要な狩猟獣であった鹿と猪とが、ここから除外されたことが重要である。これでは実質的に肉食を禁じたことにならず、この法令の真の目的が肉食の禁止であった、と考えることはできなくなる。この問題を解く鍵は、四月から九月という禁止期間にあり、この時期が稻作を中心とする農耕期間にあたることの意味を問うべきだろう。」

原田の指摘を踏まえ、中澤克昭は『肉食の

社会史』(2018)で次のように述べている。

「最も重要なことは、シシ(宍)として食べられていたはずの猪・鹿が含まれておらず、これを『肉食禁止令とみなすことはできない』という指摘であろう。このあと確認する他の論者も、この禁令をもって肉食が全面的に禁止されたとは言えないという点では一致している。これは、肉食が禁止されたことよりも、むしろ当時、肉食が一般的だったことを示す史料であった。この条文はいまだに一般には『天武の肉食禁止令』などと称されているが、それは当時もこの後も実態として肉食があつたことを隠蔽しかねない、不適切な表現だと言えよう。」

また、中澤は、『養老律令』の僧尼令^{そうにりやう}を引用しながら、当時は、仏教が求める肉食禁止が世俗社会に直接影響を与えたわけではなかったとも指摘する。

その僧尼令をみると、僧や尼が、飲酒、肉食(種類を問わない)および五辛(にんにく、にら、ねぎ等の香辛料野菜)を服することは禁じられ、違反には罰則もあった。ただし、病気時は例外として僧尼統制機関に届出をすることで肉食は許されていた。そして何より、僧尼には、罰則付きの様々な行動規制が課され、たとえば、俗人に経像をさすけ教化した場合も罰せられた。これでは、そもそも僧尼は世俗社会に影響を及ぼしうるがない。

さて、次に狩猟方法の規制をみると、一言でいえば、仕掛け罠(檻、落し穴、機械式槍)の全面禁止である。目的は不明だが、弓射や弓具製造の振興に寄与しそうな規制である。

その約40年後の『養老律令』の雑令には、この改正とみられる条文があるので訓読文を引用する。「凡そ檻^{およ}や^{かわせいつく}作^{つく}り、及び機槍^{きそう}施^{おさ}かば、徑^{みち}を防^{ほせ}き及び人^{ひと}を害^{がい}すること得^えず。」この「施かば」は「設置する場合は」と読めるので、道の往来妨害や人に危害を及ぼす仕掛け罠の設置を禁止する内容になっている。逆に、そうし

た実害がなければ設置可としたのだろう。

⑥ 木簡から分かる鹿肉の利用事情

奈良国立文化財研究所の渡辺晃宏らは、「古代食生活史の復元的研究－日本肉食史の再検討－」(1991)において、木簡から推察される肉食事情を報告している。対象木簡計20点中14点が鹿肉、他は猪肉に関する木簡である。

鹿肉に関する木簡の出土場所は、藤原宮、平城宮・京、長岡京、大宰府、そして長屋王邸である。特徴的な出土例として、藤原宮の天皇へ科野(信濃)国伊奈から進上された鹿肉の荷札、平城宮に上野国から中男作物(調)の代替として納付された鹿の干肉の荷札、また、出土数の多い平城宮跡からは五臓(内臓)付の鹿肉の木簡、長屋王邸内からは解体した鹿の部位毎の肉の名を記した木簡である。

報告書は、「時代的にも地域的にも鹿肉の利用が普遍的だったことを物語っていると考えてよかろう。」と結んでいる。

⑦ 古代日本の肉食禁忌の呪術性

肉食禁止というと仏教の殺生戒を連想しがちだが、事はそう単純ではないようだ。前出の中澤は『肉食の社会史』で、原田信男、平雅行、苅米一志らの先行研究を踏まえて次のように述べている。

「これまでの研究で、古代の肉食禁止令は、ある種の呪術であったことが指摘されている。すなわち、疫病や旱魃といった異常事態を神の怒りと考えた古代人は、それに対し、酒や肉を絶つという行動をとった。自然の猛威=神の怒りに対して、恐れ慎む姿勢を示して、鎮まつてもらおうとしたのである。」

その根拠として3世紀の『魏志倭人伝』の記述、律令における神祇^{しんぎ}令^{りやう}の条文、発令された臨時の肉食禁止令をあげている。

簡単に紹介すると、まず、『魏志倭人伝』

には、近親者の死を悼む際に死後10日間肉を食べない倭人の習俗、航海の往来安全を祈願する際に1人を定めて肉を食べさせず喪中の人のようにさせる記事がある。こうした斎戒が肉食禁忌の起源だという。

神祇令の散斎に関する条文は、神を祀る致斎の前後の行動を慎む規定であり、次の6項目が禁止された。「弔喪問病」「食宍」「判刑殺」「決罰罪人」「作音楽」「預穢惡之事」。このうち、「食宍(宍食む)」以外は唐令の引き写しだが、肉食禁忌は日本独自の規定だった。

奈良時代に発令された肉食禁止の詔の例は次の通り。持統5(691)年は、夏の長雨に際し、公卿・百寮官に飲酒・肉食を禁じている。養老6(722)年・天平4(732)年・天平9(737)年の旱魃・疫病に際し、禁酒・断屠(肉食禁断)を命じている。また、天平勝宝元(749)年、八幡神が上洛する際の迎えの従者に酒・肉を与えないよう命じ、宝亀元(770)年の疫病では天下に五辛・肉・酒を断つよう命じている。

要するに、肉は酒と同様、美味で贅沢な食べ物だから、食断ちをする意味があったのだという。

言われてみれば、今日の日常においてさえ、大事を前に好物や贅沢を一時的に断つ慎みのオマジナイは珍しいことではない。

⑧ 正倉院の宝物から

正倉院は、聖武天皇の遺愛品等を収納する宝物庫であり、「古都奈良の文化財」の一部としてユネスコの世界遺産に登録されている。

宮内庁正倉院事務所発行の「正倉院紀要第28号」(2006)には、4人の皮革専門家が初めて目視以外の光学顕微鏡、電子顕微鏡を用いて行った馬具、武具、刀剣、履物、革帯、革箱、楽器、その他の皮革製宝物材質に関する調査報告がある。その一部を抜粋する。

「調査したすべての皮革素材について革

種別にみると、際立った特徴が見える。それは、鹿革とそれ以外の皮革との柔軟性の差異である。鹿革は千数百年を経た今日でも柔軟性を失っていない。一方、鹿革以外はすべて硬くなっている。鹿革だけが柔らかい。この事実は強調しておく必要がある。」

また、鹿革は柔軟性だけでなく、彩色もほとんど失われていないという。鹿の優れた実用性を示すエピソードである。

この話題を、奈良市内のレザーカラフト店に確認したところ、皮革業界ではこうした鹿皮の長所は周知済みの常識なのだという。

(小括)

奈良時代は主に記紀万葉を題材に見てきた。地名の鹿は、良い意味の好字として採用されたものだった。『豊後国風土記』の「頸の峰」の地名由来に潜む鹿と耕作者との闘争合戦は、『風土記』ならではのエピソードであり、今日にもつながる鹿と日本人の物語である。

次回は、平安時代から戦国時代までの鹿と日本人の関わりを見ていきたい。

(参考資料)

- ・白川静『字通』(平凡社・2014)
- ・山口佳紀・神野志隆光 新編日本古典文学全集『古事記』(小学館・1997)
- ・西本豊弘・新美倫子『事典 人と動物の考古学』(吉川弘文館・2010)
- ・小島憲之ほか 新編日本古典文学全集『日本書紀①～③』(小学館・1994～1998)
- ・植垣節也 新編日本古典文学全集『風土記』(小学館・1997)
- ・青木和夫ほか 新日本古典文学大系『続日本紀一～四』(岩波書店・1989～1995)
- ・虎尾俊哉編 訳注日本史料『延喜式 中』(集英社・2007)
- ・佐竹昭宏ほか『万葉集(四)』(岩波書店・2014)
- ・佐竹昭宏ほか 新日本古典文学大系『萬葉集四』(岩波書店・2003)
- ・原田信男『歴史のなかの米と肉』(平凡社・1993)
- ・中澤克昭『肉食の社会史』(山川出版社・2018)
- ・井上光貞ほか 日本思想体系『律令』(岩波出版・1976)
- ・渡辺晃宏ほか「古代食生活史の復元的研究－日本肉食史の再検討－」(財団法人味の素食の文化センター・1991)
- ・「正倉院紀要第28号」(宮内庁正倉院事務所・2006)